

最近の状況 変化

- 重大製品事故の発生、食品偽装問題等
→ 国民の安全・安心に対する関心の高まり
- 輸入品による製品事故のリスク、新たな化学物質の供給によるリスク等
→ 社会的リスクの増大

- 経済社会の活性化（規制改革、市場原理、自己責任原則）
→ 事後規制の下での国民の安全確保に対する要請

NITEに期待 される役割

社会的な要請、行政ニーズ等の変化に柔軟に対応し、くらしの安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性の確保に応える

NITEの特徴

- ・科学的知見と高度な技術力という強み
- ・公平かつ中立的な機関

くらしの安全のレベル向上

- 社会的リスクの低減
 - ・リスク評価技術、ノウハウを活用し、技術情報及びデータを技術基準や規格等の制定・改正につなげていく。
 - ・立入検査等の法執行業務等を的確に実施していく。
- 事故の再発防止から未然防止に資する取り組みへと対応をより強化(安全レベルの質的向上)
- 企業、消費者、地方自治体等関係者間のリスク情報の共有、意見交換の支援(信頼性ある技術情報及びデータの提供)

製品等の信頼性と安全性の確保を支える社会的基盤の整備

- 長期的に信頼性のある技術情報及びデータの蓄積・提供

国際的枠組みの下での我が国の社会的要請への対応

- 国際条約や国際基準等の合意形成プロセスにおける技術的支援
- 輸出製品に係る各国の規制への対応(国際的な基準作りへの参画、各国の規制に対する適合性の担保)
- 輸入品の安全確保に対する技術的な貢献
- アジア地域における貿易の円滑な促進のための基準認証に関する協力

業務の見直しとその方向性

①新たな社会的要請への対応

法令等による規制が及んでいない新技術分野への対応、海外の規制に対する国際的な対応等の緊急・重要な社会的要請に対する適切な技術的対応

(例) 地球温暖化対策や環境測定分野において、認定ニーズ対応を強化

(例) 技術基準等の国際整合化等

(例) 生物遺伝資源の確保及び安定供給等のため、アジア各国との二国間協力関係を維持・強化

②NITEの中核的な業務

国民の安全レベルの質的向上を図り、再発防止から未然防止へ向けた取組を強化するため、社会的リスクの情報を蓄積・提供し、技術基準・規格等の制定や改正に反映させる業務や、立入検査、認定・登録等執行業務、審査、事前調査などの執行支援業務を中核的な業務として位置づけ、これらの業務を担う高度な技術力を有する人材を戦略的に確保・育成。

(例) 事故原因究明結果を活用して、技術基準等の見直しを支援

(例) 化学物質管理におけるスクリーニング評価やリスク評価の体制の構築、実運用のための技術的支援

③技術基盤の強化

国民の安全確保を図る上で必要となる技術基盤等の充実

(例) 化学物質管理法令の支援業務を通じて得た新たな知見等の情報提供の強化

(例) 微生物のゲノム解析は、安全性確保に係る各種データの取得・整備に重点化

(例) 特許微生物寄託業務についての抜本的な業務見直し

(例) 事故リスク分析・評価結果の情報提供

④事業実施主体の見直し・重複排除等

政策的意義の低い業務や民間での実施可能な業務の廃止、民間への移管等
他の独立行政法人等の類似事業について、重複の排除、効率的な連携

(例) 電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務は、民間に委ねる方策について整理した上で、NITEの業務としては廃止する方向で検討

(例) 消費者庁、国民生活センターの役割分担等を踏まえ、製品安全確保のために関係機関との一層の連携の在り方を検討

(例) 化学物質管理技術・情報の基盤整備、提供等についてのアウトソーシング・外部人材の活用

組織・業務運営の見直し

①内部統制の充実・強化

内部統制の継続的な充実・強化、政策効果(アウトカム)を意識したマネジメントの強化等

②契約の適正化

随意契約、一者応札等の減少による実質的な競争の確保

③戦略的な人材の確保・育成

国民の期待に応える人材の戦略的確保・育成、組織の信頼性の確保等

④広報、情報提供の推進

業務活動の成果を広く国民・社会に対して普及

⑤機動的な内部組織の構築と人員配置

業務部門間の専門家の流動化、連携等の一層の推進、地域の関係機関等との連携強化

⑥保有資産の見直し

保有し続ける必要性を厳しく検証

自己収入の増加

外部資金(委託費等)の獲得、手数料収入等の増加

独立行政法人製品評価技術基盤機構の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直しに関する当初案

平成 22 年 8 月
経 済 産 業 省

I. 現状に関する基本認識

1. 製品評価技術基盤機構の目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法に規定されるように、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。

2. N I T E の特徴

N I T E の前身は、通商産業省の一部（施設等機関）であった通商産業検査所（平成 7 年に「製品評価技術センター」に改称）である。

法律に基づく輸出検査や立入検査、法令への適合性を判断する試験・検査等を実施してきた通商産業検査所は、化学・生物・電気・機械等の幅広い分野の技術者が集積した行政組織であって、これまで社会的な要請、行政ニーズ等の変化に柔軟かつ適切に対応しつつ、技術を継承してきた。このことは、現在の N I T E においても変わるところはない。

N I T E は、平成 13 年度から特定独立行政法人となったが、幅広い分野にわたる技術力を行政に活かしてきた通商産業検査所時代からの経験を継承しつつ、高度な技術及び科学的知見の蓄積を有する公平かつ中立的な機関として、くらしの安全・安心を支えるため、消費生活用製品安全法等の製品安全 4 法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）、計量法、工業標準化法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）等の法執行あるいは法執行支援をその業務の基本としつつ、更に、N I T E の高度な技術力・ノウハウを活かし、生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）や特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下「ブダペスト条約」という。）に対応するための微生物の収集・保存・提供業務や特許微生物の管理等の業務、J C S S ^(注1)、J N L A ^(注2)等法律に規定された認定業務や低い採算性や中小企業性が高いなどの理由によ

って民間では十分対応ができない分野における認定業務などを行い、我が国の産業活動等を支える社会的基盤・仕組みを整備し、産業界等の利用に供している。

これらの業務は、専門性の高い技術力を継続的に必要とするものであり、国の担当部署とN I T Eがいわば一体となって取り組むことにより、着実に実施されてきているものである。

(注1) 計量法に基づく校正事業者登録制度

(注2) 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度

3. これまでの取組と実績

第一期中期目標（平成13～17年度）では、我が国の国際競争力の確保及び社会経済の発展を実現するために、知的基盤整備を主たる目的として、製品事故情報や化学物質管理情報の基盤整備、試験・校正事業者の適合性認定システムの整備、生物遺伝資源の収集・解析・保存を積極的に実施し、我が国の知的基盤を欧米並に整備することに大いに貢献してきた。

第二期中期目標（平成18～22年度）では、「くらしの安全・安心を支える」ことを基本理念とし、知的基盤整備に加え、製品事故原因分析、化学物質の安全性評価、遺伝子組換え体使用の安全性評価など、国民の安全に直結する行政サービスの提供に力を入れてきた。

特に、製品安全分野では、N I T Eによる重大事故の原因究明機能が消費生活用製品安全法に位置付けられたことなどにより、N I T Eが第二期中期目標期間中に受け付けた事故情報件数は、第一期中期目標期間中と比較して大幅に増加することになったが、幅広い技術分野の専門職員が集まる技術専門家集団というN I T Eの特徴を活かし、こうした業務量の増加に応じ、製品安全以外の分野の技術専門職員を製品安全分野に投入することなどにより、製品事故原因分析の迅速な対応を図ってきた。また、製品事故原因分析により得られた結果については、消費生活用製品安全法等の製品安全4法に規定する技術基準や日本工業規格（J I S）等の制定・改正等に反映させているほか、ホームページやマスメディア等を通じて広く国民、企業、自治体等に情報提供を行っており、製品事故の再発防止、未然防止に大いに貢献している。

また、化学物質管理分野では、3省共管である化学物質審査規制法に基づく新規化学物質の審査に係る技術的支援のための窓口をN I T Eに一元化するとともに、化学物質排出把握管理促進法に基づく届出について各省庁からの依頼に基づき届出内容の確認を行い、さらに自治体や届出事業者に対する支援を行うなど、我が国の化学物質管理行政の効率化に貢献してきた。平成21年に改正された化学物質審査規制法において新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理制度に対応するため、速やかにN I T E内の体制整備を図り、化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価手法の提案を行ったところである。また、化学兵器禁止法では、化学兵器に転用されるおそれのある一般化学工業品について国際機関が行う立入検査への立会等の技術的な支援を行っている。

このほか、N I T Eは、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、中期目標を達成する上での内部統制を強化する措置として、目標管理制度、リスク管理活動の推進、業務の成果・効果を検証するアウトカム評価等の内部統制システムの導入を図り、それらを日常業務に組み込むことによって、内部統制の充実・強化に積極的に取り組み、実効性のある組織的なP D C Aサイクル^(注3)を稼働させ、効率的・効果的な組織運営に努めてきた。

こうしたN I T Eの取組については、経済産業省独立行政法人評価委員会から高い評価を得ている。また、N I T Eの内部統制に関する取組については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より、その取組が顕著な独立行政法人の事例として取り上げられている。

(注3) 品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセスを順に実施。

Ⅱ. 次期中期目標に向けての枠組み

1. N I T E業務に関連する最近の状況

(1) 重大な製品事故の発生や食品偽装問題の発覚などを背景に、近年、国民の安全・安心に対する関心が高まっている。また、経済のボーダレス化の進展、科学技術の急速な発展等により、社会に大きな利益がもたらされる反面、社会的リスクも増大してきている。例えば、我が国の製品事故の約4割が輸入品によって生じていることに示されるように、経済活動が国境を越えて進展している中で、品質の低い製品の流入による製品事故のリスクが増加している。また、環境・資源問題への対応、国際競争力の強化など、その時代の様々な課題を解決すべく新たな化学物質が供給されてきているが、他方でこれらの新規化学物質の安全性について正しく評価されなければ、人の健康被害といったリスクの増大を引き起こすことになりかねない。

安全・安心な社会を構築していくためには、このような様々な社会的リスクの低減を図り、国民の安全の更なる向上を図っていくことが必要となっている。

(2) 豊かな経済社会を持続していくためには、様々な規制の改革を進め、市場原理及び自己責任原則の導入を促進することにより、経済社会を活性化していく必要がある。

安全規制については、行政による事前規制は最小限に留め、国際ルールに基づいた第三者認証を基本に、事後の問題発生に対応するという方向変化が生じている。しかし、事後規制の下であっても、国民の安全確保に対する要請は維持される必要があり、①適合性認定システムを整備し、第三者認証に必要な能力を有する試験所及び製品認証機関を認定することにより、産業界の自主的な安全確保の取組みを促すこと、②事後の問題発生が予見され、若しくは発生した場合には、再発防止、未然防止のために関係省庁が迅速かつ的確に対応しうるよう、情報収集、報告徴収、立入検査等により問題を調査・分析し、適切な法的枠組みの整備・運用に資する技術情報を提供することなど、政策の企画立案を技術面から支援することの必要性・重要性が増大している。

また、特に、化学物質管理分野にみられるように、法規制のみによる管理から法規

制と企業の自主管理を組み合わせ管理へ、また、有害性に着目した管理からリスクベースの管理に移行しつつある。こうした状況の変化に対応した化学物質管理政策について、専門的な知見を生かしながら支援することの重要性が増大している。

2. N I T Eに期待される役割

国民生活、産業活動、国際的・地域的な活動における安全の確保や、安心に繋がる社会の実現を図っていくことは、我が国経済社会の持続可能な発展を図る上での前提である。国民の安全・安心な社会の構築に対する関心も高まっている中、N I T Eには、くらしの安全・安心の確保や、企業等による適切な事業活動を支えるため、様々な社会的リスクの低減を図り、経済社会の持続可能な発展に技術的に貢献することが期待される。特に、N I T Eは、科学的知見と高度な技術力という強みを有し、公平かつ中立的な機関という立場にあることを活かし、様々な社会的リスクについて情報収集し、これを分析・評価するとともに、その分析・評価結果を技術基準・規格等の制定や改正に結びつけていくことや、立入検査等の法執行業務等を的確に実施していくことなど、法的枠組みの整備・運用に積極的に貢献していくことが期待される。また、信頼できる製品事故情報や化学物質の有害性・暴露情報などの技術情報等を広く国民に提供することにより、企業等による安全な製品設計や安全に対する自主管理を支援するとともに、企業、消費者、地方自治体等関係者間のリスクコミュニケーションを支援し、製品や化学物質等の安全に対する相互理解を深めていくことに貢献していくことが求められる。

こうした活動を通じて、従来にも増して国民の安全の更なる向上と、その国際展開による競争力への貢献が期待される。

(1) くらしの安全のレベル向上

これまで製品安全、化学物質安全管理等の分野で蓄積されてきたリスク評価技術、ノウハウを活用し、科学的根拠に裏付けられた技術情報及びデータを技術基準や規格等の制定・改正につなげていくことや、立入検査等の法執行業務等を的確に実施していくことを通じて社会的リスクの低減に貢献していくことが期待される。

また、安全レベルの質的向上を図る観点から、事故の再発防止から未然防止に向けた取組へと、より対応を強化していくことが求められる。

さらに、安心に繋げる業務として、企業、消費者、地方自治体等関係者間のリスク情報の共有、意見交換を支援するための信頼性ある技術情報及びデータをわかりやすく提供することも求められる。

(2) 製品等の信頼性と安全性の確保を支える社会的基盤の整備

国民生活及び経済社会の安定等の公共上の見地から不可欠なものとしての化学物質の管理、消費生活用製品の安全、生物多様性の確保等といった広範囲な政策や法執行業務等を通じて得られる技術情報等の収集・評価・蓄積・提供は、製品等の信頼性

と安全性を確保し、経済社会活動等の安定的、効率的な推進を図る上で重要な社会的基盤を構成するものであり、長期的に信頼性のある技術情報及びデータを蓄積・提供していくことが期待されている。

(3) 国際的枠組みの下での我が国の社会的要請への対応

国際条約や国際基準等の合意形成、輸出製品に係る各国の規制への対応、輸入品の安全確保に技術的に貢献するとともに、アジア各国に対して積極的に技術的な協力、支援を行うことが期待されている。

具体的には、OECDによる化学物質安全対策、生物多様性条約、ISO適合性評価ルール等の国際的な合意形成プロセスにおいて、引き続き、我が国の意見を反映するために必要となる技術的な支援を行うことが期待されている。

また、これまで、国際的な適合性評価制度を適用することによって、韓国におけるリチウムイオン電池製品、米国・カリフォルニア州における太陽電池セルなどに係る外国の安全基準への適合性を保証するなど技術的な貢献を行ってきたところであるが、今後も、各国の安全規制、環境規制に関連した製品認証や試験データ等を要求されることが予想されることから、国際的な基準作りへの参画とともに各国の規制に対する適合性を担保する取組も期待されている。

さらに、国内市場で流通する製品安全の確保、消費者利益の擁護及び増進の観点から、海外の企業からの輸入品に対する技術的な評価を行うことが期待されている。また、アジア地域における貿易の円滑な促進のために基準認証に関する協力を積極的に取り組んでいくことが求められている。

Ⅲ. 業務の見直しとその方向性

NITEは、これまで社会的な要請、行政ニーズ等に対応した業務を行ってきており、今後も、これら社会的な要請等の変化に柔軟に対応して、くらしの安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性の確保に役立てていく使命を負っている。こうしたことから、Ⅱ. 2に記載のNITEに期待される役割を踏まえ、国民の安全の更なる向上等に向けた業務を着実かつ的確に実施していくとともに、社会的な要請、行政ニーズ等に柔軟に対応しつつ、業務の一層の効率化等を推進する。

1. 新たな社会的要請への対応

急激な社会・経済の発展、科学技術の急速な進歩、少子高齢化社会の進展等によってもたらされる複雑かつ総合的な技術課題の解決にあたっては、迅速な対応や長期的視点に立った対応が求められる。法令等による規制が及んでいない新技術分野への対応や海外の規制に対する国際的な対応といった緊急ないし重要な社会的要請などに対して、法的枠組みの整備・運用に限られることなく、適切に技術的な対応を行う。

2. N I T Eの中核的な業務

科学的知見の蓄積と高度な技術を有する公平かつ中立的な組織として、国民の安全レベルの質的向上を図り、事故の再発防止から未然防止に向けた取組を強化するため、社会的リスクについて情報収集・分析・評価するとともに、その結果を蓄積・提供し、技術基準・規格等の制定や改正に反映させる業務や、立入検査、認定・登録など法令の執行業務、審査、事前調査など法令の的確・迅速な執行に資するための支援業務を中核的な業務として位置づける。また、これら業務を的確に行うために高度な技術力を有する人材の戦略的な確保・育成を図る。

3. 技術基盤の強化

法令に関連する業務で国際的に協調・協力して取り組む必要があるものの実施や、法令の執行等から得られた情報から付加価値の高い技術情報を提供し、あるいは技術基準・規格等に反映することなどの法令に関連した業務を実施していくことは、国民の安全確保を図る上で必要不可欠であり、こうした政策的に必要な技術基盤等の充実を図る。

4. 事業実施主体の見直し・重複排除等

社会的な要請、行政ニーズ等を踏まえて業務を行う観点から、既に社会的役割を果たし政策的意義が低くなった業務、民間で実施可能な業務などについては、業務の廃止、民間への移管等を見直しを行う。また、他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複の排除に努めるほか、効率的な連携を図る。

上記を踏まえ、くらしの安全・安心の確保、安全性・信頼性の確保、業務の効率化という観点から各分野における業務内容の見直しを行う。

○製品安全分野

製品事故の再発防止から未然防止に向けて製品安全対策を高度化する。事故リスク分析・評価結果の情報提供によって、例えば、製造事業者が製品のライフサイクルにおける安全設計において、人間特性を踏まえた反映をすることが容易となるようにするなど、技術面での支援により、再発防止から未然防止に向けた取組を強化する。確度の高い事故原因究明結果に基づき、製品安全に関わる法規制等の適正な施行や技術基準を含めた法規制の見直しに技術的な支援を行うとともに、事故原因究明結果を活用して事業者によるリスク評価を支援する。製品に係る技術基準・規格等を国際整合化し、認証制度を活用して、海外からの輸入品による事故防止を強化することをもって、国民の安全確保のための安全レベルの高度化を図る。

製品安全関連業務に関しては、消費者庁、国民生活センターの役割分担等を踏まえ、製品安全確保のために関係機関との一層の連携の在り方を検討する。電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務は、民間に委ねる具体的な方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理した上で、N I T Eの業務としては廃止する方向で検

討する。

○化学物質管理分野

化学物質管理法令の支援業務を中核として業務を推進することとし、特に、化学物質審査規制法関連業務については平成21年度に新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理制度の着実な運用に資するため、スクリーニング評価やリスク評価の体制の構築、実運用のための技術的支援を重点的に行う。さらに、化学物質管理法令の施行に有用な技術開発も行う。国民、事業者への情報提供については、法令の支援業務を通じて得た新たな知見等を加えるなど、情報発信の強化にも努める。これらの業務を通じて、化学物質管理における国民の安全確保のための安全レベルの高度化を図る。化学物質管理に必要な技術や情報に関する基盤の整備、提供等についてはアウトソーシングや外部人材活用などによる一層の効率化を進める。

○バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジーの産業利用における安全レベルの向上を図るため、カルタヘナ法に基づく立入検査、審査支援業務の高度化を図る。このため、生物遺伝資源機関として有する微生物を分類・同定する技術や、生物の設計図であるゲノムを解析する技術等NITEの有する優れた技術を活用し、一層の部門間連携を強化して効果的に事業を展開する。生物多様性条約を遵守しつつ、生物遺伝資源の確保及び安定供給等のため、アジア各国との二国間協力関係を維持・強化し、国際的移転枠組みのアジア展開を拡充する。網羅的な微生物のゲノム解析については、産業利用におけるリスク評価のための安全性確保に係る各種データの取得・整備に重点を移す。

特許微生物寄託業務については、既存の利用者への影響やそれら利用者の意向等を精査した上で、抜本的な業務の見直しを行う。

○適合性認定分野

海外からの輸入品による事故を防止するために、認証機関が行う技術基準・規格等への適合性について、認定機関としてのNITEによる評価を一層強化して、安全の確保を推進する。リチウムイオン電池、太陽電池、ロボット等の高度技術力を有する新技術分野における適合性認定システムを速やかに提供することにより、事故の未然防止、国際取引を含めた取引の円滑化に貢献する。

地球温暖化対策や環境測定分野において、取引・証明の信頼性を確保するため、計量分野・環境測定分野の認定に関する技術的知見を踏まえ、認定ニーズ対応を強化する。

IV. 組織・業務運営の見直し

社会的な要請・行政ニーズ等の変化に対応した業務を着実かつ的確に実行し、社会に貢献していくためには、内部統制の充実・強化、戦略的な人材の育成と確保、契約の適正化

の推進等によって、業務の質の確保を図りつつ、職員の能力が十分に発揮できるよう組織の見直しを図るため、組織的な取組みをさらに強化する。

1. 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、N I T Eに期待される役割を効果的かつ効率的に果たすため、引き続き、統制環境、リスク管理、モニタリング等の観点を踏まえた内部統制の充実・強化を図るとともに、政策効果（アウトカム）を意識したマネジメントを強化する組織体制の整備を行う。また、経営陣と職員間における意見交換を積極的にを行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報共有を図る。

コスト縮減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保するための方策を検討する。

2. 契約の適正化

随意契約について、一般競争入札への移行を徹底するとともに、競争入札等に際し実質的な競争を確保するため、新規事業者が参加しやすい環境及び条件の整備を一層進め、一者応札・一者応募の減少を図る。

具体的には、情報提供の充実、入札公告の早期化、入札参加要件の緩和等による入札参加者の利便性向上を図るとともに、高額な物品調達等の契約については、一者のみが応札した場合には、第三者で構成する契約監視委員会の意見に従って入札手続きをやり直す制度を導入するなど、契約における実質的な競争の確保に向けた取組を強化する。

3. 戦略的な人材の確保・育成

科学的知見の蓄積・高度な技術を有する技術専門家集団としてのN I T Eの特徴を活かして社会的な要請や行政ニーズ等の変化に対応した業務を速やかに実施していくためには、人材を確保し育成していくことが非常に重要であり、国民の期待に応えることができるようにすることを念頭に置きつつ、戦略的に人材を育成していくことが重要である。

その際、高度な技術力を有することによって、「信頼される機関」として存続するため、技術的専門性を有する人材を確保・育成するとともに、新しい社会的要請、行政ニーズ等にも対応できるよう、専門分野の複層化につながる取組を一層進めていく。また、これらの人材を支援する管理部門（法務・コンプライアンス、財務・会計、個人情報・情報セキュリティ等）についても、組織の信頼性の確保と維持向上、健全な組織運営を行っていくため、人材の育成を強化する。

職員一人一人の能力や意向を考慮し、計画的に必要な教育・研修を積極的に実施する。その際、自己啓発型研修の重点化、外部研修の充実を図る。

4. 広報、情報提供の推進

N I T Eが交付金によって運営される公的機関であることに鑑みれば、業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させることは、重要な使命のひとつである。マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示、一般公開、データベース、ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

5. 機動的な内部組織の構築と人員配置

これまで製品事故についてバイオテクノロジー分野や化学物質管理分野での技術的知見を活用しながら事故原因究明を行い、原因分析結果を再発防止のための技術基準・規格等の見直しにつなげ、また、認証制度を活用することによって、安全や信頼性を確保してきたことにみられるように、N I T Eの4業務は、業務遂行上の枠組みに共通点が多いことから、4つの業務部門が連携しながら効率的に業務を実施してきた。このように、各部門の専門家の流動化を図り、部門間連携等を一層推進し、組織の活性化を図るとともに、国民生活の安全の確保、産業活動における信頼性と安全性を確保する上で最適な内部組織を構築する。

また、製品事故調査に関する現地調査、事故品確保といった初動調査を限られた資源で迅速かつ効率的に行うため、地域の関係機関等と密接な連携を図り、業務を的確に実施できる体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう地域拠点の業務量の変動に応じた人員配置を図る。

6. 保有資産の見直し

N I T Eが保有する資産について、当該資産を保有し続ける必要があるか厳しく検証し、不要資産があれば、国庫に返納する。

V. 自己収入の増加

N I T Eの多様な事務及び事業の確実な実施を確保するため、国とN I T Eの役割について再度点検を行って明確にした上で、各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。

以 上